

# 業務指示書

## マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸 (TaToM) 総合開発計画策定プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月4日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発マスタープラン策定

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／都市・地域開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市開発または地域開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：マダガスカル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはフランス語の高い方を評価する
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：土地利用計画
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市・地域交通計画】

- 1) 類似業務の経験：交通計画
- 2) 対象国又は同類似地域：マダガスカル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはフランス語の高い方を評価する
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 ?部  
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

- ・交通基礎調査(別紙1)
- ・計画策定に必要なベースマップ作成業務
- ・NSC及びLSCに係る会議開催手当

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TZS1 = 0.04699 円, US\$1 = 100.606 円, EUR1 = 112.785 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市・地域開発計画  
土地利用計画  
都市・地域交通計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

21.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月5日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

・同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

マダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸 (TaToM) 総合開発計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市・地域開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土地利用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市・地域交通計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

マダガスカル国の首都アンタナナリボは首都圏人口約278万人（2009年センサス）を有し、その経済規模は国内総生産の約30%を占める政治経済の中心地である。トアマシナは同国の国際貨物の約76.6%を取り扱う国内最大の商業港が立地し、圏域人口約50万人（2009年センサス）を有する港湾都市である。これら2都市は延長369kmの国道2号線で結ばれており、トアマシナ港の荷揚貨物の75%が陸路でアンタナナリボへ輸送されている。国家開発計画（PND）及び行動計画（PMO）において成長地域として位置づけられている両都市と、それらを結ぶ国道2号線はそれぞれマダガスカル国の成長を牽引する基幹都市、経済軸であると言える。さらにトアマシナ港は円借款による拡張事業が予定されており、コンテナ取扱量は2015年の約20万TEUから2030年には67万TEUに増加することが見込まれている。

両都市圏では都市開発計画（PUDI）が2004年にそれぞれ策定されたが、2009年から5年間にわたる政治危機の影響もあり計画の実施が順調ではなかったこと、現在の社会経済状況が当初想定と異なってきていることから、今後の都市開発・地域開発を効果的・戦略的に進めるためには、両都市圏のPUDIの改訂が必要である。特にアンタナナリボでは急速な人口増加が進む中、インフラ不足や不十分な都市開発管理が無秩序な都市化、交通渋滞、洪水等の災害被害、インフォーマルセクターの拡大等を引き起こしており、都市問題への対応は喫緊の課題となっている。加えて、マダガスカル国の経済を支える2大都市を結ぶ経済軸は、現在は国道及び鉄道（貨物のみ）が機能しているが、今後の物流量の拡大に対応する機能強化と共に沿線開発・地域開発を促進する国土軸としての役割も期待される。

このような現状と課題に対応するため、マダガスカル政府は2大主要都市及び両都市を結ぶ経済軸を対象に、それぞれ開発計画を策定するための開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」を我が国に要請した。

これを受けてJICAは、マダガスカル政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として2016年5月に詳細計画策定調査を実施した。その結果に基づき、JICAは2016年8月にマダガスカル政府と本プロジェクトにかかる基本合意文書の署名を行った。

本プロジェクトは、この基本合意文書に基づき、首都アンタナナリボ都市圏及びトアマシナ都市圏のPUDI、並びに2都市間の運輸整備・開発計画を策定するために必要な技術協力を行うものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

首都アンタナナリボ都市圏及びトアマシナ都市圏の都市開発計画（PUDI）、並びに2都市を結ぶ経済軸の運輸整備・開発計画を策定することにより、包摂的かつ持続的な経済成長の実現に向けた、両都市の開発促進及び都市間の連結性強化に寄与する。

#### (2) 期待される成果

- 1) アンタナナリボ都市圏のPUDIが改訂される。
- 2) トアマシナ都市圏のPUDIが改訂される。

- 3) 上記 2 都市を結ぶ経済軸の運輸整備・開発計画が策定される。
- 4) 各計画の調整・実施・モニタリングに係るメカニズムが確立される。

### (3) 対象地域

アンタナナリボ都市圏及びトアマシナ都市圏並びに両都市を結ぶ国道 2 号線沿線

### (4) 関係官庁・機関

大統領府付 大統領プロジェクト・国土整備・設備省 / Ministry Attached to the Presidency in charge of Presidential Projects, Territorial Planning and Equipment (M2PATE) を主たるカウンターパート (C/P) 機関とし、運輸交通部門を所掌する公共事業省 (Ministry of Public Works) 及び運輸気象省 (Ministry of Transport and Meteorology) を共同責任機関とする。その他、本プロジェクトの実施にあたり設立される Steering Committee メンバーに含まれる関連セクター省庁と十分に協力して実施する (メンバーは基本合意文書の Annex 参照)。

### (5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- ・トアマシナ港拡張事業 (2016~予定) : 有償資金協力
- ・首都圏南部地区接続道路建設計画 (2007-2008) : 無償資金協力
- ・首都圏周辺地理情報システムデータベース作成 (1999) : 技術協力
- ・国道 2 号線 3 橋梁改善計画 (1994-1996) : 無償資金協力

## 3. 業務の目的

本業務は、首都アンタナナリボ都市圏及びトアマシナ都市圏においてそれぞれ目標年次を 2033 年とした PUDI、並びに 2 都市間の運輸整備・開発計画を策定するとともに、カウンターパート機関職員へ開発計画策定にかかる技術移転を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、2016 年 8 月に JICA がマダガスカル政府との間で署名した基本合意文書に基づき開発計画調査型技術協力として実施するものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえたうえで、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

## 5. 実施方針および留意事項

### (1) 都市開発マスタープラン (PUDI) の改訂方針

#### 1) 政府の実行能力を考慮した骨太計画

本プロジェクトで PUDI を改訂するアンタナナリボ及びトアマシナの 2 都市では、人口の急増に対して基本的な都市インフラ施設・サービス (道路、電力、上水、排水、廃棄物処理等) の供給が追いつかず大きく不足しているが、政府の財政事情が厳しいため整備はなかなか進まない。また、低湿地を埋立てたり斜面を不法占拠するインフォーマルセクターも拡大している。両都市の人口増は今後も続き、2030 年には現在のおよそ 2 倍超 (それぞれ 500 万人、65 万人 : 国連予測) になることから、今後も基礎インフラの圧倒的な不足が続くと考えられる。しかしな

がら、予算制約が厳しい中では精緻な都市インフラ整備計画を策定してもその実現はあまり多くを望めない。そのため、持続的な開発に資する開発戦略及び土地利用計画を定め、秩序ある都市域拡大を促すために優先すべき都市インフラ整備を政府の実行能力を考慮して提案することに力点を置いた骨太な計画が求められる。本プロジェクトでは5. 実施方針および留意事項や6. 業務内容をふまえ、メリハリのある調査投入を行う方針について、プロポーザルで提案すること。

## 2) 法定文書として速やかに活用できる計画

PUDi 改訂版がマダガスカル政府の法定文書として速やかに承認、活用されるために、PUDi の策定根拠法（2015 年策定の都市計画法（LOI N°012/2015 du 20/05/15 relative à l'urbanisme et à l'habitat））が定める以下の内容を網羅する。また、最終成果品には成果を全て含むファイナルレポートに加え、承認手続きに必要な部分のみ別冊とした PUDi 冊子を作成する。

### PUDi に含まれるべき主な事項（詳細は都市計画法 第 29-32 条参照のこと）

人口増の進行に対し、必要な施設と産業の配置計画を行い、都市域の適切な拡大と都市空間の再編を行うための計画

〈計画目標年次：15 カ年〉

- ・都市、経済、環境、文化、社会面の開発戦略
- ・詳細計画対象区域における各セクターの主な達成目標、人口予測
- ・プロジェクトリストと主な達成目標、人口予測、投資形態
- ・今後 5 年間の計画実施に係る概算事業費及び優先度
- ・都市計画道路網及び公共交通ネットワークの整備方針
- ・都市衛生・産業廃棄物処理に係る施設配置方針
- ・各地区の公営住宅の数
- ・土地利用の規制や緩和策
- ・環境影響評価と事業実施に必要な規制
- ・土地利用計画図（1:10,000）
  - 都市化区域、都市化の優先順位、用途、想定人口密度
  - 主要な道路計画（新設/拡幅、規格）
  - 主要な公共施設配置計画
  - 開発禁止区域、自然・歴史文化等の保護区域、公有地

## (2) 経済軸（アンタナナリボ-トアマシナ間）の運輸整備・開発計画の策定方針

### 1) 運輸整備計画を中心とした計画策定

PUDi を改訂する 2 都市を結ぶ経済軸に係る計画策定は、本プロジェクトの計画目標年次とする 15 カ年に対し、沿線の人口規模、都市規模が小さく開発ポテンシャルが限られるため運輸整備計画を中心とする。具体的には主に国道 2 号線の改善計画とし、モーダルシフトの観点から鉄道リハビリ、航空交通（トアマシナ空港の規模・立地の検討程度）を含める。中国が 2 都市を結ぶ高速道路整備を表明したことからその動向に注意しつつ、本プロジェクトでは中・長期的な大規模運輸インフラ構想より既存インフラの活用による計画づくりを基本とする。

また、沿線第一の中核都市・ムラマンガ都市コミュン（人口約 3 万人）では、経済軸上の街道都市の開発ポテンシャルを検討し、主に交通機能面（都市バイパスやバスターミナル整備など）改善を中心とした開発戦略を提案する。

なお、経済軸の運輸整備・開発計画は策定根拠法が存在せず任意計画となるため、策定結果が国家計画あるいはセクター/地域開発計画に反映されて実施につながるように、関連する上位計画とその改訂時期を確認し、担当省庁との調整を行う。

## 2) 3 計画同時策定の相乗効果

本プロジェクトで策定する3つの計画は独立した文書となるが、連続する経済都市軸の開発計画を同時に策定するにあたり相互の整合性をとるだけでなく、相乗効果を引き出すことも検討する。例えば、トアマシナ港/市内から経済軸を經由してアンタナナリボ市内あるいはその先の他方面までを一連の物流路として捉え、目的地までの総輸送時間の短縮という観点から全体最適となる投資優先度を導くこと等を考慮する。

### (3) 計画策定の実施体制

本プロジェクトの実施体制は基本合意文書に従い National Steering Committee (NSC) 及び Local Steering Committee (LSC) をマダガスカル側が設置する。それぞれの構成・機能は次のとおり。

【NSC】	議長：M2PATE 次官 メンバー：政府関係省庁及び地方行政府 機能：政府の関係省庁・地方行政府間の調整と意思決定を行う
【LSC】	① アンタナナリボ、②トアマシナ、③経済軸、でそれぞれ設置 議長：M2PATE 総局長 副議長：①アンタナナリボ Urban Group 長、②トアマシナ Urban Group 長、③運輸気象省陸運総局長及び公共事業省総局長 メンバー：関係省庁、地方自治体、市民社会、民間団体、ドナー 機能：多数のステークホルダーへのコンサルテーションを行う

注) Urban Group：アンタナナリボ都市圏は37 コミューン、トアマシナは5 コミューンからなる都市圏としての代表制を有するグループとして、それぞれマダガスカル政府省令による設置を準備中。

### (4) PUDI 策定対象範囲

当初要請では都市辺縁部を含む広大な範囲が計画対象地域であったが、計画目標年次 2033 年の都市化エリアを基本対象地域とする。

都市化エリアは人口をベースに特別な産業用地等の立地を加味してプロジェクト序盤で設定する。関係コミュニティ等の意見は LSC で聴取することになるが、辺縁部のコミュニティからは都市エリアに含めてほしいという意見が多数出ることが予想される。そのため、説得力のある将来都市構造の提案、人口密度等、将来の都市化エリア設定に関する明確なクライテリアを設定し、論理構成を十分に整えて LSC の理解が得られるように準備する。

両都市の対象範囲の想定は以下のとおり。

なお、既存の中縮尺地図データは 1999 年に JICA の支援で策定したアンタナナリボ都心部 250km<sup>2</sup> しか存在しないため、本プロジェクトでベースマップを作図する必要がある。作図業務は別紙 1 の数量・仕様を想定し、現地再委託を認め、別見積りとする。

#### 1) アンタナナリボ都市圏

プロジェクト対象地域は、M2PATE が PUDI 改訂に係る同意書を取付済みの 3 つの District に含まれる 36 コミューンとアンタナナリボ都市コミュニティ(UCA)であり、合計 2,521 km<sup>2</sup>、225 万人を有する地域とする (UCA: 85 km<sup>2</sup> (130 万人)、周辺 3 Districts: 2,436 km<sup>2</sup> (140 万人)：統計局 2014 年推計値)。ただし、都市化は対象地

域全域には及ばないと考えられるため、次の2つのレベルで都市計画図を作成する。計画図の縮尺に応じて PUDi に盛り込む情報・計画の精度も都市化エリアと辺縁部で異なる。

アンタナナリボ都市圏 PUDi で作成する都市計画図（総対象面積 2,521km <sup>2</sup> ）	
・目標年次 2033 年の都市化エリア	・土地利用計画を策定 ・地図縮尺 1:10,000＝都市計画法に基づく （想定範囲：半径約 20 km 圏、およそ 1,000km <sup>2</sup> ）
・辺縁部	・空間開発フレームワークを策定 ・地図縮尺 1:50,000 （対象地域 2,521km <sup>2</sup> の範囲内で都市化エリアを除く）

## 2) トアマシナ都市圏

当初要請の対象地域はトアマシナ都市コミュニティ（UCT）及び 17 コミュニティからなる 5,042km<sup>2</sup> であったが、都市化エリアの規模は UCT 及び UCT を囲む 4 コミュニティの範囲内で想定することを基本合意文書で確認した。都市化エリアの境界はコミュニティの下の行政区域であるフクタンの行政界と合わせる。

トアマシナ都市圏 PUDi で作成する都市計画図（総対象面積およそ 300km <sup>2</sup> ）	
・目標年次 2033 年の都市化エリア	・土地利用計画、インフラ計画、都市交通改善計画を策定 ・地図縮尺 1:10,000＝都市計画法に基づく （想定範囲：およそ 300km <sup>2</sup> ）
辺縁部	※ 策定対象外

## (5) 他ドナー支援等による既存調査・計画の活用

対象地域では AFD、UN-HABITAT、WB 他、他ドナーが長年の支援実績を有し、経験と強みを持つセクターがある。本プロジェクトの計画策定では他ドナー等の支援で実施済みあるいは進行中のセクター計画調査やインフラ整備事業の情報を収集し最大限活用する。

LSC や都市セクターに係るドナーが 2～3 か月毎に定期開催する Urban Sector Group Meeting（仏政府/AFD が議長）の機会を活用して他ドナーからの情報収集と意見交換を十分に行う。

実施中あるいは実施予定の調査成果の活用は先方の工程遅延等の影響もあり難しい面もあるが、本プロジェクトと他ドナー支援の調査スケジュールを考慮し、相互に情報交換、計画内容の整合性を取ることに努める。具体的には本プロジェクトと並行して以下のような調査・プロジェクトが予定されており、特にアンタナナリボの都市衛生・排水や都市交通等の個別セクターの計画策定が進むことから、これら調査を通じた情報や策定結果を PUDi 改訂に活用する。

並行調査の進捗やスコープ変更に応じ、業務途中で本業務のスコープ・投入量を見直す必要が生じる場合は契約変更で対応する。

アンタナナリボ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンタナナリボ都市圏下水排水調査（AFD）</li> <li>・アンタナナリボ都市圏レジリエンス強化のための統合的都市開発計画（世界銀行）</li> <li>・上水施設整備計画（EU：予定）</li> <li>・アンタナナリボ都市圏都市開発機構設置調査（IMV：仏・都市分野研究機関）</li> <li>・交通マスタープラン調査（アフリカ経済開発アラブ銀行）</li> <li>・廃棄物処分場計画（AFD：策定済）</li> </ul>
トアマシナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Grand Tamatave 構想（アンバトビー）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理場計画（アンバトビー）</li> <li>・下水排水マスタープラン（アフリカ開発銀行）</li> </ul>
経済軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路整備計画（中国、韓国）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センサス（UNDP）</li> </ul>

#### （6）産業配置・ビジネス環境整備計画

人口が急増する都市にとって、産業誘致・振興を通じた雇用創出は持続的な成長のための重要課題の一つである。本プロジェクトでは現在の産業構造と経済都市軸を中心とする物流網、バリューチェーン（縫製加工業、アグロインダストリー等が存在する）を分析し、両都市の PUDI 及び経済軸の運輸整備・開発計画の検討に反映させる。

トアマシナは国際港湾を有し今後の港湾拡張が予定されている。アンタナナリボ都市圏は大消費地でありかつ豊富な労働力を得やすいことから経済軸を経由した国際バリューチェーンにも組み込まれている。両都市にどのような産業立地のポテンシャルがあるか分析し、産業配置計画、ビジネス環境整備に必要なインフラ計画を検討する。

加えて、両都市の中間に位置し、経済軸上で唯一都市的集積の高いムラマンガにおける産業開発ポテンシャルの検討を行う。国道 2 号線を中心に経済軸の交通が改善することによる立地ポテンシャルの上昇を活かして、沿道地域でどのような産業振興が可能か、またそのためにどのような都市整備が必要かについてムラマンガ地区をモデルとして示す。

#### （7）計画の実施メカニズムの確立

本プロジェクトの成果の一つである、各計画の調整・実施・モニタリングに係るメカニズムの確立は、本プロジェクトで策定する骨太の計画の実行性を確保する上でも重要な事項である。本プロジェクトの実施体制として設置される LSC が発展的に実施プラットフォームになるという考え方や都市計画法第 12 条に定めるコミュニティレベルの都市計画委員会が担うという考え方もあるが、地方分権化が法律上で進捗中、中央省庁と地方自治体の役割が流動的であるため本プロジェクトで十分に検討しマダガスカル側と議論する必要がある。単にステークホルダーの組織化（プラットフォーム）ではなく真に計画実現に効果のあるメカニズムの構築を支援する。アンタナナリボでは IMV（仏・都市分野研究機関）の支援を受けて都市開発機構設置調査が実施されるため、その検討状況にも留意する。

#### （8）都市開発詳細計画（PUDé）策定

PUDI 改訂版に基づいて PUDé を策定する能力強化を目的として、アンタナナリボではパイロットサイト 1 か所を選定し PUDé を策定する予定である。ただし、策定に不可欠な地形図（1:2,000）及び地籍図をマダガスカル側が提供できることが実施条件である。また、マダガスカルでは曖昧な土地所有権に係る問題が多いため都心部での PUDé 策定は容易ではないため、新規環状道路建設予定地沿線等を想定するが、C/P の能力強化を目的とするという観点から、パイロットサイトの選定・対象範囲の設定のクライテリアを検討し、マダガスカル側と協議して対象地を決定する。現時点ではパイロットサイトが未定であるため当初契約ではパイロットサイト選定までを業務に含めることとし、実際の PUDé を策定・能力強化に係る業務はパイロットサイト選定後、必要作業が明確になった時点で契約変更により業務を追加す

る。

PUDéに含まれるべき主な内容（詳細は都市計画法 第33-35条を参照のこと）

<計画目標年次：10カ年>

- ・土地利用図と地籍図（1:2,000）
  - 道路計画（新設・拡張、規格）
  - 上下水道計画、配電網、公共施設配置計画
  - 用途及び人口密度
  - 保護区域、バッファゾーン、開発区域と協同開発区域の区分
  - 防火線、消火栓配置計画
- ・社会基盤整備プログラムを含む都市計画フレームワーク
- ・一体的開発のための規制と緩和策
- ・PUDé使用マニュアル
- ・近隣住区の計画と開発
- ・インフォーマルコミュニティ改善対応
- ・公害対策方針
- ・地域特有の建築規制や規制緩和
- ・水資源と公衆衛生
- ・プロジェクト概算、優先順位

#### （9）戦略的環境アセスメント

本プロジェクトは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）上、カテゴリBに分類されており、同ガイドラインの要件を満たす必要がある。本業務においては、戦略的環境影響評価（Strategic Environmental Assessment：SEA）の考え方を導入する。具体的には、計画策定にあたり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。本プロジェクト対象地域では、無秩序な都市域の拡大により洪水や地滑り等の自然災害に対する脆弱性が高まっていることに留意が必要。

マダガスカル国の関連法制度に関しては、関連法は現在策定準備中で未整備のため、2008年策定のSEAガイドラインに準拠して実施する。また、参加型計画策定は地方分権化新法（Law 2014-018）も参照する。

なお、SEAガイドライン、地方分権化新法もステークホルダーの選定、コンサルテーションの開催回数等についての厳格な要件は無いことから、ステークホルダー協議は基本的にLSCの枠組みを活用してコンサルテーションを行うこととする。住民説明・情報公開に関しては、都市計画法にてPUDi完成時の縦覧・コメント受付が規定されているため最終報告書はマダガスカル語版の要約編を作成し、プロジェクト完了後のマダガスカル側の対応を容易にする。

本プロジェクトでは、アンタナナリボ及びトアマシナのPDUi、都市軸の運輸整備・開発計画、さらにアンタナナリボでのPUDé策定の計4地域でSEAを実施する必要があるため、できるだけ早い段階で着手することが望ましい。コンサルタントは、マスタープラン策定段階にふさわしい効果的なSEAの実施方針や技術手法、広い地域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて理由や考え方とともにプロポーザルで提案すること。

#### （10）無償資金協力候補案件の早期検討

本プロジェクトが対象とする経済都市軸の開発計画のうち、明らかに優先度が高いインフラ整備計画に関しては、本プロジェクトの早期の段階から案件形成を想定した基礎的な情報収集・検討を行い、新規プロジェクト候補をJICAに提示する。必要

性、妥当性の高い案件は別プロジェクトとして実施する予定。

## 6. 業務の内容

上記5. 実施方針および留意事項に基づき、コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とするが、その理由を明記すること。

### (1) 事前準備（国内作業）

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査結果及び収集資料、既存の調査レポートなどの情報、データを分析、検討するとともに、詳細な調査内容・手法及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

#### 2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

### (2) インセプションレポート（IC/R）の説明・協議等

IC/R を実施機関及び NSC、LSC に対して説明・協議し、基本的了解を得る。また、基本合意文書で確認されている先方実施機関との責任の分担関係やプロジェクト実施体制について確認を行う。

### (3) 対象地域に係る情報収集・現状把握

#### 1) 以下の事項を含む現況を調査し対象地域の現状・課題を把握する。

- a) 国家・地域開発計画、セクター開発計画
- b) 都市計画の策定・承認・実施に係るプロセス、関係機関の関与
- c) 開発/建築許可・規制に係る関係機関の役割、実施体制・予算、許認可プロセス、関連法制度、運用状況
- d) 人口動態・分布・構成・都市圏外からの流入
- e) 社会経済状況（経済指標、生産・消費指標、貿易・投資状況等）
- f) 社会状況（貧困層・不法住居地区における住環境、生計等）
- g) 産業・投資動向（農業、工業、製造業、水産業、観光業等）
- h) 経済インフラ（交通、電力、通信等）及び社会インフラ（上下水、排水、学校、衛生・医療施設等）の整備、社会サービス（教育、医療等）の提供
- i) 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体等）
- j) 自然環境（気候、地形、緑地、水環境、公園等）
- k) 過去の災害状況（被災地、種類、規模、頻度等）
- l) その他の都市リスク要因（社会リスク、経済リスク等）
- m) 実施機関の計画策定や計画実施に係る能力（組織、予算、能力）

#### 2) 他ドナー、NGO 等による関連プロジェクトを確認する。

AFD、EU、世界銀行、UN Habitat、AfDB、中国等、他ドナーの関連プロジェクト（都市開発、社会基盤整備）に関する情報を収集・分析する。これら他ドナーの実績、動向、他ドナーが有しているデータの入手に務めるとともに、実施中

の調査 TOR、スケジュールを確認し、本プロジェクトとの相互連携の可能性を検討し連携に向けた調整を行う。この調整結果を踏まえて本業務の詳細な調査項目、スケジュールを調整する。必要に応じ本業務内容の変更に係る契約変更を行う。

### 3) 既往 PUDi のレビュー

今回改訂対象の PUDi (アンタナナリボ、トアマシナでそれぞれ 2004 年に策定) をレビューし、既往計画の活用状況、今回の改訂にあたり計画内容や計画策定プロセスに係る留意点を検討する。

### 4) ベースマップ作成

アンタナナリボ、トアマシナの PUDi 改訂にあたり必要な縮尺の地図は大部分を新たに作成する必要がある、上記 5. 実施方針・留意事項 (4) 及び別紙 1 に示す想定範囲・仕様を基本とする。JICA が作成支援したアンタナナリボ都心部の 1:10,000 地図 (250km<sup>2</sup>) は 1999 年の作図であるが、当該範囲は可能な限り既存データを活用する。

### 5) 地理基礎情報データベース作成 (土地利用現況図及び施設インベントリー)

PUDi 改訂において都市インフラ施設の整備方針の検討に必要な情報収集という観点から、両都市の現況土地利用と主要施設インベントリーを関連資料、現地調査等から把握し地理基礎情報データベースを作成する。都市インフラ施設の施設管理者・主管官庁でさえ整備状況を正確に把握していないため、各組織が保有する資産台帳の確認と実地調査を組み合わせる必要がある。また、AFD が調査中のアンタナナリボ都市圏の衛生排水計画、アフリカ経済アラブ開発銀行が開始するアンタナナリボ交通マスタープラン調査等の収集情報等、活用できる情報を最大限活用する。各種現況確認調査は他ドナー等による調査に含まれない最小限の範囲とし、調査の実施は現地再委託を認め、交通基礎調査以外は本見積に含めること。交通基礎調査は別見積りとする。

経済軸に関するデータベースの情報は PUDi 策定の 2 都市より限定的な内容とし、運輸整備・開発計画策定に必要な情報を選択的に収集する。

#### ① 現況土地利用状況の把握

精度は衛星画像をベースとして大まかな現状を確認することとし、必要に応じて現地補足調査を行う。

#### ② 既存施設・インフラ整備計画の収集

経済・社会インフラ施設 (道路、電力、通信、上下水道、排水施設、学校、医療機関、公園等) の既存施設及び整備計画に係る資料 (資産台帳、既往計画・報告書等) を収集する。あわせて各施設の運営・維持管理体制も整理する。さらに、情報が不足している事項や精度の確認のために現地調査を行い資料情報を補足する。

#### ③ 歴史文化遺産、自然環境等の保護区、保全区域等の情報収集

保護区域、保全区域等の範囲を確認するとともに、規制の運用状況・実態を確認する。

#### ④ ハザードマップ作成

既存資料やアンケート調査により、過去の洪水被害、地滑り等の主要災害に係る情報を収集し、ハザードマップを作成する。洪水対策の堤防及び排水ポンプ、排水路などの防災施設の整備状況を確認する。

#### ⑤ 交通基礎調査

他ドナーによる既往及び新規調査の情報収集とあわせ、都市計画道路網を検討するために必要な交通基礎調査を行う。交通基礎調査の仕様（案）は別紙2のとおり。

（4）対象地域の開発課題の分析及び開発計画策定方針の検討  
現状把握結果を踏まえ、対象地域の開発に係る課題と制約条件を分析し、開発計画策定方針を検討する。

- 1) 対象地域の現状、国土計画における位置づけ、開発制約条件・課題の分析
- 2) アンタナナリボ及びトアマシナの持続可能性の観点からの分析  
コンサルタントはJICAが実施したプロジェクト研究「開発途上国における持続可能な都市の形成に関する調査（2015年）」最終報告書で提案している持続可能な都市及びアーバン・スコープを理解した上で、両都市を対象にアーバン・スコープの6つの視点を基本に都市の持続性診断を行い、都市課題を整理する。  
＜アーバン・スコープの6つの視点＞
  - I. 急激な変化がもたらすリスク
  - II. インクルーシブネス（貧困削減・格差是正）
  - III. 魅力ある都市
  - IV. 複雑化する社会・経済に対応できる必要な都市基盤と都市マネジメント
  - V. 多様な主体の参加
  - VI. 行政界・国境を越えた広域的な視野
- 3) 他ドナーとの連携方針とスケジュール調整
- 4) 計画実施に向けた留意点の検討
  - ①PUDi 承認プロセス  
本プロジェクトの終了後には、マダガスカル側によるPUDiの承認と計画実施が迅速に進むように、複数コミューンで一つのPUDiを作成した場合の承認手続きと、実施段階における関係機関及び役割分担について確認する。
  - ②各種計画の実施体制  
地方分権化制度の適用状況も含め、各地域、セクター毎に案件の実施体制・役割分担、事業計画策定状況、予算措置を確認し、PUDi策定後の案件実施上の留意点を検討する。
- 5) 計画策定・改訂方針作成  
以上の課題分析、留意点等を踏まえ、計画策定・改訂方針を作成する。

（5）開発ビジョン・基本方針・戦略の設定

- 1) 開発ビジョン案の検討  
以上の現況把握、対象地域の開発課題分析、策定方針を踏まえ、対象地それぞれの2033年に向けた開発ビジョン案を検討する。
- 2) 開発基本方針案の策定  
開発ビジョンを達成するための開発基本方針案を策定する。特に両都市では、都市人口増の中、インフォーマルセクターの増加、都市の災害脆弱性や治安の悪化を回避するため、持続可能な開発に資する開発基本方針として次の事項に留意して検討する。

- ・秩序ある開発を実現するための規制力のある土地利用計画
- ・土地利用計画に沿った開発を促す都市骨格を形成するインフラとして、主要道路網や防災機能を含むインフラ整備の優先度
- ・社会サービスの提供と雇用創出による貧困対策

### 3) 社会経済フレームワーク案

社会経済フレームワークを分析し、2033年を目標年次とした計画フレーム（人口、GDP、産業（農業、工業、サービス業等）、投資、輸出入、土地利用、環境等）を設定する。5か年ごとの複数時点でのフレームワークを設定するとともに、複数の開発シナリオを設定する。

### 4) PUDI 計画策定対象範囲の特定

以上の、開発ビジョン案、開発基本方針案、社会経済フレームワーク案に基づき、計画目標年次の2033年の都市化エリア案を検討する。

## (6) 戦略的環境アセスメントの実施

戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

3つの計画策定対象地と、アンタナナリボの PUDé 策定地区においてそれぞれ SEA を実施する。なお、SEA については、再委託を認めることとし、必要経費を本見積りに含めること。

主な調査項目は以下のとおり。

- ① 政策、計画等の目的・目標の検討
- ② 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- ③ 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- ④ スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ⑤ ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- ⑥ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
  - ・関係機関の概要
- ⑦ 影響の予測
- ⑧ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPP レベル)
- ⑨ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑩ モニタリング方法の検討
- ⑪ ステークホルダーの選定
- ⑫ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

ステークホルダー協議は、プロジェクト概要説明、開発ビジョン案、スコーピング案及びアセスメント結果の計4段階で対象地域毎のLSCを対象に開催する。アンタ

ナナリボの PUDé 策定の際には、対象地区の住民を含むステークホルダーに対して、スコーピング案とアセスメント段階で実施する。

注) ジェンダー配慮

SEA の実施及びステークホルダー協議の実施にあたり、当該国のジェンダー関連の政策、制度、他ドナーによる類似セクターにおけるジェンダー視点の取組み、都市開発における男女別のニーズや情報アクセスの違いなどの把握し、計画に反映させる。NSC、LSC において人口・社会保障・女性地位向上省や女性グループの参加を検討する。PUDé 策定時の住民参加・ヒアリングの際の男女比、意見聴取の方法にもジェンダー配慮に留意する。

(7) プロGRESS・レポート作成・協議

ここまでの調査進捗を PROGRESS レポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、マダガスカル側に説明し、協議を行う。

あわせて、

- ・ 開発ビジョン案、開発基本方針案、社会経済フレームワーク案
- ・ 調査対象詳細範囲（都市化エリア）の確定

を確認する。

(8) PUDI 改訂（対象：アンタナナリボ、トアマシナ）

1) 都市構造の検討

開発ビジョン・基本方針や関係機関との協議をとおして、都市構造（多極分散型都市、コンパクトシティ等）を協議し、決定する。

- ① 中心都市区域（Central Business District: CBD）の設定
- ② 中心都市区域以外の都市化が想定される区域（拠点地区）の設定
- ③ 中心都市区域及び他拠点地区の担うべき機能・役割の設定
- ④ 対象地域全域の土地利用基本方針
- ⑤ 中心都市区域及び他拠点地区の想定人口の設定
- ⑥ 中心都市区域と他拠点地区のネットワークの検討
- ⑦ 対象地域全域の社会基盤施設整備に係る基本方針の検討

なお、アンタナナリボは、洪水の危険のある低地（水田等として活用。ただし、インフォーマルな居住が進行。）の中に都市的な土地利用を行う高台がアメーバ状に広がる地形となっていることから、このような地形的な特徴を十分に考慮する必要がある。

2) 土地利用計画の策定

各都市の将来ビジョンに向けて必要となる開発または保全の方針について以下のとおり検討し、土地利用計画を策定する。

- ① 開発規制の運用・審査に活用できる計画内容とするうえで考慮すべき事項（法制度との関係、求められる精度・情報）を検討する。
- ② 設定された社会・経済フレームワークに対応する用途別土地利用需要を予測する。社会経済フレームワークから土地面積への変換については、現状分析の結果とマダガスカル国の計画基準の有無・内容を踏まえて用途別タイプ別に標準値を設定する。また、今後優先的に開発もしくは再開発する地域を特定し、その基本方針を策定する。トアマシナでは、円借款による港湾拡張が開始されることにより、将来の物流量の大幅な増加が見込まれ

ることに留意する。

③ 設定された開発基本方針及び用途別土地利用需要予測を踏まえ、土地利用計画を策定する。

④ 目標年次の 2033 年の計画に向けた、段階的かつ動的な開発を想定し、目標年次まで 5 年毎の土地利用計画図及び土地利用面積表を作成し、優先プロジェクトの検討に活用する。

### 3) 経済インフラ施設整備方針の策定

将来都市構造、土地利用計画、人口分布を踏まえ、既存の整備計画の課題を明らかにし、将来の都市構造の骨格となるとともに、政策的に特定地域の開発、産業誘致を誘導する経済インフラ（道路、物流施設、電力、通信等）の整備方針を検討する。都市計画法に基づき、当初 5 年間の短期計画は概算事業費及び優先度を示す必要があるが、長期計画では整備方針を示すまでとする。そのため長期計画の施設配置は、設定されたフレームに応じて需要量を算定することを基本とするが、配置においては必ずしも正確な位置を特定する必要はなく、ゾーン単位に必要な施設容量をマッピングするものを想定している。その他、既存の資料や聞き取り調査等から、重要な取り組みが明示されている場合は本マスタープランに含める。

### 4) 社会インフラ、社会サービスの供給方針の策定

策定した土地利用計画に基づき必要となる社会サービス及び社会インフラの供給方針を検討する。主要公共施設はバスターミナル、上下水排水施設、浄水場、下水処理場、学校や病院等の都市を構成する主要な社会インフラを含む。これら主要公共施設の整備方針の策定の際には、既に策定されている各セクター計画及び関係機関の方針を考慮し、整合性を図る。特に注力する公共施設として、上下水、雨水排水を想定している。都市計画法に基づき、当初 5 年間の短期計画は概算事業費及び優先度を示す。

### 5) 公共交通ネットワーク整備方針の策定

上記の都市構造、土地利用計画、経済/社会インフラ計画、交通基礎調査結果を踏まえ、都市のモビリティを確保するための公共交通ネットワーク整備方針を提案する。先行して開始予定のアラブ開発銀行支援による交通マスタープラン調査や IMV による公共交通調査の内容を十分に考慮する。都市計画法に基づき、当初 5 年間の短期計画は概算事業費及び優先度を示す。

### 6) PUDé 対象パイロット地区の候補選定

アンタナナリボで 1 か所の PUDé を策定するためのパイロットサイトを選定する。マダガスカル側から地形図と地籍図が提供されることが条件である。技術移転の観点から最適なパイロットサイト選定のクライテリアを提案し、C/P 及び JICA との協議により候補地を選定する。

## (9) 運輸整備・開発計画策定（対象：経済軸）

### 1) マルチモーダルの導入による物流計画

トアマシナ港拡張による取扱貨物の増加により、国道 2 号線の交通量の増加が見込まれる。将来の効率的な物流システムの構築のため、道路、鉄道、航空のマルチモーダルな輸送分担を検討する。

## 2) 優先整備区間・事業概要の検討

本プロジェクトは全線を調査対象とするが、運輸整備・開発計画では全線にわたる詳細な計画やプロジェクト提案をするものではなく、経済都市軸の位置付けと求められる物流機能を考慮し、計画目標年次 15 カ年までの優先整備区間・事業概要を検討する。例えば全体の輸送所要時間逡減に有効な区間・施設として、都市と港湾の出入り口に重点を置く等、コストと便益から整備優先度を検討する。

## 3) ムラマンガの開発計画

ムラマンガでは、策定済みの PUDI、PUDé（都市開発詳細計画）を参照のうえ、都市軸の運輸整備・開発計画に対応し、トアマシナ港とアンタナナリボの中間に位置する唯一の街道拠点都市としての開発ポテンシャルを活かす方策と優先事業を検討する。

### (10) 産業配置計画に係る民間ニーズ確認

以下の事項について情報収集・確認し、計画策定に反映させる。

#### 1) 民間企業のニーズ確認

本邦及び現地企業に対し個別ニーズのヒアリングを行う。ニーズ確認結果から本調査に取り入れるべき調査項目をリストアップの上、JICA に報告し、調査への取り入れの可否を JICA と相談の上、決定する。

#### 2) 日本国内で開催される協議会等への協力

日本国内において、戦略的マスタープランに関する協議会やセミナーが開催される場合には、出席や発表（資料作成含む）に協力する。

#### 3) 産業開発の現状と開発制約要因、開発促進要因の分析

産業ポテンシャルの開発状況について、計画の進捗度合及びバリューチェーンを調査し、開発制約要因と促進要因を分析する。

### (11) PUDé 策定に必要な情報収集

#### (12) アジア・アフリカ都市開発知識共有セミナーの開催支援

2017 年にアンタナナリボで JICA が開催する「アジア・アフリカ都市開発知識共有セミナー」の業務（マダガスカル政府とのセミナー日程や開催準備に係る調整など。国外からの参加者の渡航手続きは JICA が対応する）を支援する。同セミナーは年一回程度 JICA 主催で開催しており、過去に都市開発分野で JICA が支援したアジアのカウンターパートをアフリカに招待し、アジアでの経験をアフリカで都市開発に従事する政府職員が学び、意見交換を行うものである。セミナーの詳細は今後決定するが、同セミナーの開催支援に対応できる人員配置及び会場借上げ費、同時通訳費、資料印刷費を本見積りに含めること。セミナー期間は全 3 日間程度で、参加者は 30 人程度を見込む。

#### (13) 本邦研修

都市計画体系に沿った都市計画の策定、実施、及び公共交通や各種インフラ整備を踏まえた都市計画の策定、実施に係る経験、ノウハウを共有し、研修参加機関の能力を強化するため、本邦研修（以下、「研修」）を実施する。

コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月版）」に則り、「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務のうち、「研修実施」のみを行うこととする。研修参加者は15名程度×1回とし、研修実施に係る必要経費を本見積りに含めること。

実施にあたり、コンサルタントは研修計画案を策定し JICA の基本的了解を得る。

(14) インテリム・レポート作成

これまでの調査進捗をインテリム・レポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、マダガスカル側に説明し、協議を行う。

(15) 実現性を意識した計画内容の改善

マスタープランの実施に係る概算事業費を検討し、ドナー資金を含む政府予算規模を考慮して段階的な実施スケジュールを検討する。また、民間投資を含む整備方式についても検討する。

(16) 優先プロジェクト・アクションプラン策定

早急な改善が必要な都市課題に対してアクションプランを策定する。

具体的には、開発優先地区及び優先プロジェクトを選定する。優先プロジェクトは各セクターで検討したインフラ整備計画、社会開発計画の中から特に優先して実施するものを短期、中期、長期に分けて選定する。

(17) 実施メカニズムの確立

計画を実施するために必要な方策について提案する。既存の開発・建築許可制度及びプロセスについて課題を分析し、その改善案を提案する。

(18) PUDé の策定及び OJT の実施

パイロットサイトにおいて、上位計画となる PUDi 案に基づく PUDé を策定する。

(19) 他ドナー支援、最新データの収集・整合性チェック

(20) ドラフト・ファイナルレポート作成

これまでの調査進捗をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、マダガスカル側に説明し、協議を行い、コメントを得る。

(21) ファイナルレポート作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び NSC、LSC コメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

最終成果品には承認手続きに使うための別冊 PUDi を含める。

(22) 広報セミナー開催

本プロジェクトの実施枠組みの LSC にステークホルダーが広く関与しているが、より広くプロジェクトを周知し成果を広報する場として広報セミナーを開催する。アンタナナリボで開催し、セミナーの参加者は 150 名程度、開催費用（会場借上げ費（1日）及び資料作成費）を本見積もりに含めることとする。

(23) データベースの整備・引渡し

本業務で作成した都市インフラ施設の現況調査結果を含む地理データベースは、集約された情報が乏しい現地において貴重な内容であり、今後の計画・実施において広く活用されることが期待される。マダガスカル政府関係部署が適切に管理し広く活用できるように整備するとともに、カウンターパートの運用能力を踏まえ、OJTや管理マニュアル作成を通じて必要な技術移転を行うこと。

#### (24) 技術移転

日々の業務、テクニカルワーキンググループ（TWG）等を通じて技術移転を行う。TWGは計画策定に関して技術的課題を議論し、かつNSCやLSCでの説明に必要な準備をするために開催することを想定する。TWGの参加者は、テーマ、対象地域に応じ主たるC/PのM2PATEを通じて招集する。また、コンサルタントはTWGの開催の際に、M2PATEが参加機関の招集や会議の適切な運営が行えるよう必要に応じて支援する。

#### (25) 広報

##### 1) 広報ツールの作成

プロジェクト概要や成果をわかりやすく伝えるためのパンフレットを作成する。制作にあたっては現地再委託を認めることとし必要経費を本見積りに含めること。

##### 2) プレスリリースの発信

NSCやLSC等の会合開催の機会を捉え、プレスリリースをカウンターパート及びJICA事務所と発信し、広報に努めること。

##### 3) 対象地域で開催されるセミナー等での情報発信

対象地域において他ドナー・組織が都市開発に関連するセミナーを開催する機会には、可能な限り出席し、本プロジェクトの情報発信を行う。

## 7. 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府・機関への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

##### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後2週間以内

部数：英文8部（うちマダガスカル側に5部）

仏文33部（うちマダガスカル側に30部）

CD-R6枚（うちマダガスカル側に5部）

##### 2) プロGRESSレポート

記載事項：現状分析結果、開発ビジョン案、社会経済フレームワーク案

提出時期：調査開始8ヶ月後を目処

部数：英文8部（うちマダガスカル側に5部）

仏文33部（うちマダガスカル側に30部）

CD-R 6 枚（うちマダガスカル側に 5 部）

3) インテリムレポート

記載事項： マスタープラン骨子

要約を作成する。

提出時期： 調査開始 14 ヶ月後を目処

部 数： 英文 8 部（うちマダガスカル側に 5 部）

仏文 33 部（うちマダガスカル側に 30 部）

CD-R 6 枚（うちマダガスカル側に 5 部）

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： マスタープラン案

提出時期： 調査開始 19 ヶ月後を目処

部 数： 英文 8 部（うちマダガスカル側に 5 部）

仏文 33 部（うちマダガスカル側に 30 部）

和文（要約のみ）3 部（マダガスカル側は無し）

CD-R 6 枚（うちマダガスカル側に 5 部）

5) ファイナルレポート

記載事項： 調査結果の全体成果

提出時期： ドラフト・ファイナルレポートに対するマダガスカル側コメント

提出から 2 ヶ月以内

部 数：

① 報告書本編（要約を含む）

英文 11 部（うちマダガスカル側に 5 部）

仏文 37 部（うちマダガスカル側に 30 部）

和文（要約のみ）6 部（うちマダガスカル側は無し）

マダガスカル語（要約のみ）37 部（うちマダガスカル側に 30 部）

CD-R 7 枚（うちマダガスカル側に 5 部）

② アンタナナリボ都市圏 PUDi（本編及び要約）

仏文 46 部（うちマダガスカル側に 45 部）

CD-R 5 枚（うちマダガスカル側に 4 部）

③ トアマシナ都市圏 PUDi（本編及び要約）

仏文 46 部（うちマダガスカル側に 45 部）

CD-R 5 枚（うちマダガスカル側に 4 部）

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照すること。

なお、ファイナルレポートのうち、アンタナナリボ都市圏 PUDi 及びトアマシナ都市圏 PUDi は、マダガスカル政府が定める計画文書の体裁・仕様に合わせる。

## 2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

## (3) 主要な報告書以外の提出物

### 1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後 5 日程度のうちに議事録を作成し JICA に提出する。なお、JICA マダガスカル事務所での会議についても同様とする。

### 2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

### 3) プロジェクト活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日まで JICA に提出する。

### 4) 広報用資料（パンフレット）

調査の概要を取りまとめた広報資料(A4 版 8 枚程度)を作成し、JICA に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：和文 100 部、英文 100 部、仏文 300 部、電子データ(PDF)

- 注) ドラフト・ファイナルレポート説明の会合でドラフト資料を配布し、広報、コメント収集に役立てるため、仏文 100 部（ドラフト）の印刷費も計上すること。

### 5) 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

## 6) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1枚（デジタル画像 100枚程度/jpeg ファイル形式）

## 7) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

## 8) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ① ファイナルレポートの概要
- ② 活動内容（調査）  
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）  
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案
- ⑦ 添付資料
  - ・業務フローチャート
  - ・業務人月表
  - ・研修員受入れ実績
  - ・調査用資機材実績（引渡リスト含む）
  - ・会議議事録等
  - ・収集資料リスト
  - ・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文3部（簡易製本）

別紙 1：ベースマップ作成業務の数量・仕様

アンタナナリボ、トアマシナの PUDI 改訂に係るベースマップ作成業務の数量・仕様の想定を以下に示す。再委託を認め、別見積りとする。

1) アンタナナリボ都市圏

属性	用途	縮尺	衛星画像解像度	コンター	図化対象	想定面積
現在の都市化エリア	土地利用計画の作成	1:10,000	0.7m~0.8m	2.5m	道路(幅員情報あり)と建物を含む現況土地利用図	想定範囲:半径約20km圏、約1,000km <sup>2</sup> (うち1999年作図範囲250km <sup>2</sup> )
目標年次2033年の都市化エリア				5.0m		
辺縁部	空間開発フレームワークの作成	1:50,000	3m~5m	無し	道路、建物のみ	対象地域2,521km <sup>2</sup> の範囲内で都市化エリアを除く)
						合計2,521km <sup>2</sup>

2) トアマシナ都市圏

属性	用途	縮尺	衛星画像解像度	コンター	図化対象	想定面積
現在の都市化エリア	土地利用計画の作成	1:10,000	0.3m	2.5m	道路(幅員情報あり)と建物を含む現況土地利用図	想定範囲:およそ300km <sup>2</sup>
目標年次2033年の都市化エリア				5.0m		

注) 現況土地利用区分カテゴリー(1999年作成地図の区分を基本的に踏襲)

	カテゴリー	サブカテゴリー	備考
1	森林		丘陵地上および低地部に存在する天然林で、公園などの樹木も含む
2	植林		ユーカリや松などの植林による経済林
3	草地		丘陵地上および低地部に存在する草地で、散在する灌木も含む
4	耕作地	水田	低地部および丘陵地の谷部に存在し、二期作や二毛作が盛んに行われている
5		畑	丘陵地の麓の区域に分布し、キャッサバ、ジャガイモなどの穀物および野菜を中心に栽培されている
6		果樹園	果樹栽培が行われている畑地
7		樹木園	造園用樹木、苗木などの栽培が行われている畑地
8	市街地	都市・集落	住宅地の集合体(個数、面積集計可)
9	道路		街路、農道、林道、歩行者道路等(面積集計可)
10	その他	人工改変地	低地部の大規模埋め立て地や丘陵地上の切り土による宅地造成地など、堤防も含む
11		墓地	丘陵地の頂部に存在する大規模な墓地
12		採石場・土取り場	丘陵地上の採石場や低地部の土取場
13		裸地・荒地	河川敷の砂地や水田放棄地
14		湿地	一年の大半が湿地であり、土地利用が困難な土地
15	水域	河川・湖沼	河川、湖沼などの水面
16	鉄道		鉄道

## 別紙 2：交通基礎調査の調査事項

### 1. 交通基礎調査の目的

対象となる都市、経済軸の交通、物流に関する動向を把握し、今後 5 年間の短期整備計画及び計画目標年次 15 年の長期整備方針の策定に活用することを目的として交通基礎調査を実施する。再委託を認め、別見積りとする。追加的に必要な調査事項があればプロポーザルで理由と共に提案すること。

注) 既往調査データや実施が予定されている調査との重複を避けるように工夫する。

### 2. 調査内容案

#### (1) アンタナナリボ都市圏都市交通基礎調査

##### ・ 都市交通施設のインベントリー調査

対象地域内の国道、主な都市道路(Principal road, Secondary road)について、路線延長、幅員、車線数、道路状態、歩道設置・その他付帯施設の有無、バスターミナルの位置と規模、公営駐車場の位置と規模。

##### ・ 交通量調査

対象地域内の 30 地点において断面交通量調査を実施する。車種別、平日 1 日調査 (5 地点 24 時間、その他 12 時間)

##### ・ 旅行速度調査

対象地域内の国道及び主要都市道路の計 10 路線を対象として実施。平日の朝及び夕方ピーク時を対象とする。

#### (2) トアマシナ都市圏都市交通基礎調査

##### ・ 都市交通施設のインベントリー調査

対象地域内の国道、主な都市道路(Principal road, Secondary road)について、路線延長、幅員、車線数、道路状態、歩道設置有無、その他付帯施設、バスターミナルの位置と規模、公営駐車場の位置と規模、タクシー等の公共交通の登録台数や営業路線等。

##### ・ 交通量調査

主要道路に 5 か所及びトアマシナ港入口にて断面交通量調査を実施する。車種別、平日 1 日、計 6 地点 (1 地点 24 時間、その他地点 12 時間)

##### ・ 旅行速度調査

対象地域内の国道及び主要都市道路の計 5 路線を対象として旅行速度調査を実施する。平日の朝及び夕方ピーク時を対象とする。

#### (3) 経済軸交通基礎調査

##### ・ 道路・鉄道インベントリー調査

回廊計画の検討に必要な国道 2 号線約 350 km の平面線形、縦断線形、横断状況、斜面状況、路面性状および主な構造物 (橋梁) の状況を調査する。鉄道は駅舎や整備場等の関連施設の状況を調査する。

車種別交通量調査、平日 1 日、5 断面 (2 地点 24 時間、3 地点 12 時間)、1 交差点方向別 (12 時間)

##### ・ 交通量調査

種別交通量調査、平日 1 日、5 断面 (2 地点 24 時間、3 地点 12 時間)、1 交差点方向別 (12 時間)

##### ・ 物流行動に関するアンケート

荷主・物流事業者 20 社

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2016年12月下旬より業務を開始し、2017年8月を目途にプロGRESSレポート、2018年2月を目途にインテリムレポートを提出する。2018年8月までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年11月までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：65.0 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本プロジェクトには、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量の目途で示された M/M を上限に、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／都市・地域開発計画（2号）
- ② 土地利用計画（3号）
- ③ 都市・地域交通計画（3号）
- ④ 社会経済分析
- ⑤ 社会インフラ計画
- ⑥ 上水計画
- ⑦ 下水・排水計画
- ⑧ 電力・通信計画
- ⑨ 廃棄物処理計画
- ⑩ 運輸物流需要予測
- ⑪ 道路計画
- ⑫ 鉄道計画
- ⑬ 防災計画
- ⑭ 産業開発／ビジネス環境整備計画
- ⑮ 戦略的環境アセスメント／参加型計画
- ⑯ 地図作成・GIS
- ⑰ 能力強化／業務調整

#### 3. 相手国の便宜供与

2016年8月に署名した基本合意文書に基づくものとする。主な事項は次のとおり。

- ・ 執務室
- ・ 会議、ワークショップ開催に伴う費用  
JICA が支援する他プロジェクトの対応に整合させて、参加者の日当・宿泊・交通費は必要最小限の範囲で日本側負担とする。
- ・ 戦略的環境アセスメントのライセンス取得手続き費用

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

##### (1) 配布資料

- ① 詳細計画策定調査結果
- ② 基本合意文書 (Memorandum of Technical Cooperation)  
注) 通常案件の Record of Discussion (R/D) に相当する文書
- ③ 会議開催手当支払基準
- ④ 2015 年策定の都市計画法 (LOI N°012/2015 du 20/05/15 relative à l'urbanisme et à l'habitat) (仏語、英語 (仮訳))

##### (2) 閲覧資料 :

詳細計画策定調査時の収集資料 (リストは詳細計画策定調査結果に添付)

※JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ (連絡先 : eigge@jica.go.jp) にご連絡ください。

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 6. 再委託

以下の業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に現地再委託して実施することを認める。

##### (1) 現地再委託

- ・ 地理基礎情報データベース作成に係る情報収集 (本見積、ただし交通基礎調査のみ別見積とする。)
- ・ SEA (本見積)
- ・ 広報パンフレット作成 (本見積)

##### (2) 国内再委託

- ・ 計画策定に必要なベースマップ作成業務 (別見積)

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012 年 4 月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。なお本経費は交通基礎調査を除き本見積にて計上すること。交通基礎調査は別見積とする。

は再委託を認め、別見積りとする。

#### 7. 安全管理

各対象国の JICA 事務所が作成する安全対策マニュアルにかかる事項を順守する。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者数全員を登録する。

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所、在マダガスカル日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動

手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

## 8. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のカウンターパート機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。支出可否については契約交渉時または契約締結後、JICA に相談の上、必要に応じ、契約金額への計上または契約変更等で対応することとする。プロポーザル見積書における本経費の計上は不要とする。

なお、精算には証拠書類を必要とする。

- ① プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- ② 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- ③ 当機構が事前に承認していること
- ④ カウンターパート機関からの申請書を取り付けていること

NSC 及び LSC 開催のための会議費用（主に参加者への日当・宿泊・交通費）負担については、原則マダガスカル側負担を申し入れたが、M2PATE 大臣以下、マダガスカル側からは厳しい予算事情のため日本側負担とするように要望があった。マダガスカルで実施中の他の技術協力プロジェクトでの対応振りとの整合性も踏まえ、参加者の日当・宿泊・交通費は必要最小限の範囲で日本側負担とする。会議開催手当支払い基準は配布資料を参照のうえ、別見積りに計上する。

### (3) JICA 事務所への報告

現地調査時には JICA マダガスカル事務所に報告を行うこと。

### (4) 通訳の配置

本業務において、通訳団員（日⇄仏）に加え、現地通訳（英⇄仏）の備上も認める。ただし、特に通訳団員（日⇄仏）については、重要文書の作成や難易度の高い交渉が必要になる場合等、必要最低限の配置とする。なお本経費は本見積にて計上すること。

### (5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。